

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第四十八号中「高周波プラズマ発光分光分析装置」を「高周波プラズマ分析システム」に、「五千七百五十円」を「六千円」に改め、同表の一第二百七号を同表の一第二百八号とし、同表の一第二百六号の次に次の一号を加える。

207 画像検査システム

〃

二千円

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。